

国保だより

平成24年3月30日発行

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

重要

保険料額変更のお知らせ

平成24年4月より

- 後期高齢者支援金分保険料 3,000円 (対象:被保険者全員)
- 介護保険料 3,300円 (対象:40~64歳)

※ これらの保険料は国の提示額に沿って算出するため、毎年変動する可能性があります。
なお、平成24年度の医療分保険料額に変更はありません。

保険料のお知らせ

保険料の一部である後期高齢者支援金は、高齢者医療を支えるために法律で定められているものであり、全ての被保険者に納付の義務があります(他の保険者でも賦課されているものです)。また、その額は過去の医療費の実績に応じて変動します。

■ 保険料の計算

国民健康保険料	=	医療分保険料	+	後期高齢者支援金分保険料	+	介護分保険料 (40歳以上65歳未満の方)
---------	---	--------	---	--------------	---	--------------------------

■ 保険料の月額

		月 額	内 訳 (医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分)
甲種組合員	介護保険料あり	22,300	16,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	19,000	16,000 + 3,000
乙種組合員	介護保険料あり	13,300	7,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	10,000	7,000 + 3,000
勤 務 医	介護保険料あり	15,800	9,500 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	12,500	9,500 + 3,000
甲乙種家族	介護保険料あり	10,300	4,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	7,000	4,000 + 3,000

※**後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者**に、介護分保険料は、**40歳以上65歳未満の全ての被保険者に負担いただく保険料**です。

交通事故は国保組合までご連絡を！！

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者から支払ってもらって、それでケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐには損害賠償をしてくれない、という場合などのときには、国保で治療を受けることができます。

しかし、その場合、国保からの給付はあくまでも一時の立て替えとして治療費を出すわけですから、国保を使う場合は必ず歯科医師国保組合へ届け出る必要があります。



高額療養費の限度額適用認定申請について

70歳未満の被保険者が、**入院等により医療費が高額になると見込まれる場合**、あらかじめ保険者に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

所得区分	自己負担限度額
上位所得者※1	$150,000 \text{ 円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 83,400 円)
一 般	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 44,400 円)
低 所 得 者	35,400 円 (過去1年間で4回目からは 24,600 円)

※1 上位所得者とは、国民健康保険については、「その世帯に属する被保険者のすべてについて、**旧ただし書き所得**を合算した額が600万円以上の者」とする。

※ なお、限度額認定証は保険料を滞納している方には交付できません。ただし、災害等の特別な事情があると認められた場合はこの限りではありません。交付を行わなかった理由が解消されれば交付できますので、再度申請を行ってください。

重要!

該当する事業所は手続きを!

健康保険適用除外とは?

法人組織(1人医療法人を含む)の事業所、強制適用事業所(**常時5人以上**の従業員を抱えている診療所)は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっていますが、**適用除外の申請をされますと、従来どおり歯科医師国保組合の被保険者として継続できる制度です。**

※適用除外申請は、**事実発生から5日以内**に管轄の年金事務所へ届け出を行う必要があります。手続きが遅れないようにご注意ください。

★ 適用除外は随時必要です!

すでに適用除外をしている事業所で新たに従業員さんを雇い入れる場合、その従業員さんについて**随時適用除外の申請が必要**です。

★ パートさんの取り扱い

従業員の人数としてカウントするときパート、アルバイトさんについては人数に含める必要はありませんが**労働時間が常勤の4分の3以上を超えるときはパート・アルバイトであっても常勤と同じ扱い**を受けます。

★ パート証明の提出

法人及び強制適用事業所においては、パート証明をご提出いただきます。様式は組合にございます。



パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

★ 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所へ

従業員数が4名以下になり、**適用除外の資格喪失を年金事務所(旧社会保険事務所)に提出された場合は必ず組合へご連絡下さい。**

■ 適用除外申請の流れ

※昨年11月末の文書「平成24年4月加入分より健康保険適用除外承認申請の手続き方法が変わります!」でご案内した手続き方法については開始時期を延期します。開始時期が決定次第、改めてご連絡申し上げます。

1. 適用除外を受けようとする方について申請書に記入・捺印する。(正・副2枚とも)(印鑑は認め印で可)
2. 歯科医師国保組合へ送付する(正・副2枚とも)。当組合で承認した後、再び先生へ郵送します。
3. 承認された(当組合の印鑑のある)申請書をもって、管轄の年金事務所で行う。
4. 年金事務所の事務手続き終了後、年金事務所の承認印が押された適用除外の申請書(副)が控えとして交付されますので、これを当組合までファックスもしくはコピーを郵送してください。

過去に手続きをされて、まだ“副”をお送りいただいてない分がございましたら、必ずお送りください。

こんな時どうなる？

当組合で
よくあるご質問に
お答えします。

Q 傷病手当金(乙種組合員)の振込み日はいつですか？

A 毎月月末を予定しております。
ただし、入院されてから約2ヶ月後にレセプトで入院日数等を確認後、お振込みとなりますので、
予めご了承ください。
他の支給日は下記の予定となっております。

支給内容	振込み日
療養費	毎月21日
高額療養費	毎月21日
傷病手当金(甲種組合員)	毎月10、21日、月末

お知らせ♪

東京ビュック 予約受付時期の変更

ビジタールームの予約受付時期が 4/1~9/30 の間、下記のとおりとなります。

ご宿泊日の2ヶ月前より受付

阿蘇ファームランドのご案内

特別優待料金ご案内のチラシが届いております。是非ご覧下さい。

セントレジャー城島高原パークのご案内

入園ご招待券が届いております。ご入用の方は国保組合までご連絡ください。

チケット有効期間 2012年4月30日(月)

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>